

第5期

えびの市地域福祉計画

えびの市地域福祉活動計画

【令和8年度～令和11年度】

令和8年3月

えびの市

えびの市社会福祉協議会

はじめに

近年の経済情勢の変化や生活様式の多様化、社会とのつながりの希薄化を背景に、地域住民が抱える課題の複雑化・複合化や悩みを打ち明ける相手がいないなど、これまでの対応では解決が困難な課題が増加しています。

地域住民が安心して暮らし続けるためには、それぞれの福祉サービス制度の充実だけでなく、分野を超えて課題を抱える人やその家族の「全体像」を把握して支援を行ったり、地域の課題について住民自身が考え、解決を試みることができる環境づくりが必要です。

また、こうした状況はすべての地域における共通の課題として捉えられており、社会福祉法において市町村による「包括的な支援体制の整備」が努力義務として規定されています。

本市におきましても、社会福祉法に基づく包括的な支援体制を実践するため、令和7年度より「重層的支援体制整備事業」に取り組み、複雑化・複合化した課題に対する分野を横断した支援を始めとして、地域住民主体による課題の把握、居場所づくり、地域資源の掘り起こし、社会的つながりの支援などを一体的に推進しております。

今回、令和8年度から令和11年度を計画期間として策定する「第5期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」においては、「みんなでつくる『えびの』 みんなが活躍できる『えびの』 ～地域共生社会の推進～」を基本理念に掲げ、「本市の地域福祉計画であること」「本市の住民すべてが地域福祉の主役であること」を明確にしました。

本計画に基づき、各施策の充実を図るとともに、世代や分野、支援をする側・支援される側といった立場を超えて、地域住民それぞれが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会づくりを一層推進してまいります。

最後に、第5期えびの市地域福祉計画の策定に当たりまして、貴重なご意見を賜りました関係者の皆様、アンケート調査にご協力を賜りました市民の皆様、事業所の皆様、また地域福祉推進会議の場において地域課題等について熱心に議論いただいた民生委員・児童委員、自治会長及び地域福祉推進員の皆様に心からお礼申し上げます。

令和8年3月

えびの市長 中山 義彦

ごあいさつ

～ 人と人の温かい心をつなぐ地域共生社会の推進 ～

昭和 26 年に制定された社会福祉事業法の公布施行から今日までの間、社会・経済情勢が変革する経過において社会福祉事業に関する見直し等が行われ、平成 12 年の全面改正により現在の社会福祉法に改称されました。

社会福祉法の概要は、社会福祉を目的とする全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ること等が目的に掲げられています。

えびの市社会福祉協議会では、第4期地域福祉計画に基づき社会・経済の変動や住民ニーズを的確に把握し、現在まで行政の支援、住民の皆様の協力をいただきながら各種の地域福祉活動に取り組んで参りました。

今期策定された第5期えびの市地域福祉計画に掲げられた基本理念及び基本目標と重点取組を確実に推進させるには、地域住民及び各種団体並びに市内各企業の皆様の協力は不可欠なものとなります。

第4期の基本理念であった「地域共生社会の実現」を継続して取り組む過程で大切なことは、地域の皆さんのコミュニケーションの場として人がつながる居場所づくりであり、地域と行政と社会福祉協議会との連携した取組を確実に啓蒙し、推進させることが重要であります。

社会福祉協議会は、前記の取組を実行するために第4期計画の振り返りを確認しながら、第5期の基本理念・基本目標・重点施策に基づき地域共生社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

結びに、えびの市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人

えびの市社会福祉協議会

会 長 堀 川 純 一

— 目 次 —

第1章 計画策定に当たって	- 2 -
1. 計画策定の背景	- 2 -
2. 関連計画について	- 4 -
第2章 えびの市の状況	- 6 -
1. 統計データから見たえびの市	- 6 -
2. 市民アンケート・事業所アンケート調査結果の概要	- 11 -
第3章 第4期計画の振り返り	- 30 -
1. 第4期計画における重点取組について	- 30 -
2. 分野別施策の進捗状況評価（行政・社会福祉協議会）	- 32 -
3. 第4期計画の実施状況	- 32 -
基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域づくり	- 33 -
基本目標Ⅱ 地域を支える担い手づくり	- 40 -
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	- 45 -
第4章 第5期計画の基本理念、基本目標	- 60 -
1. 基本理念	- 60 -
2. 基本目標	- 60 -
3. 重点取組（包括的な支援体制）	- 61 -
4. 生活困窮者自立支援方策について	- 64 -
5. 施策の体系	- 66 -
第5章 分野別具体的施策	- 69 -
基本目標Ⅰ みんなで進める「地域づくり」	- 69 -
基本目標Ⅱ みんなが役割を持つ「人材・担い手づくり」	- 78 -
基本目標Ⅲ 安心できる「支援体制づくり」	- 86 -
第6章 第二次えびの市再犯防止推進計画	- 98 -
1. 再犯防止推進計画とは	- 98 -
2. 国における再犯防止の取組	- 99 -
3. 宮崎県内の状況	- 100 -
4. えびの市における現状や取組、課題	- 102 -
5. 再犯防止のための具体的取組	- 103 -
第7章 計画の推進	- 106 -
1. それぞれの役割	- 106 -
2. 計画の評価・検証	- 107 -
第8章 えびの市地域福祉活動計画	- 109 -
1. えびの市地域福祉活動計画とは	- 109 -
2. えびの市地域福祉活動計画の策定経緯	- 110 -
3. 地域ごとの活動目標（地域福祉活動計画）	- 112 -
(1) 飯野地区	- 112 -

(2) 上江地区.....	- 119 -
(3) 加久藤地区.....	- 122 -
(4) 真幸地区.....	- 127 -

第1章 計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景

私たちが暮らしているえびの市において、すべての人が安心していつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは何でしょうか？

これまで、支援が必要な場合は「実際に困った状況になったとき」になって初めて必要な支援・給付を行うケースが一般的でしたが、単身高齢者の増加や核家族化の進行、またいわゆる8050世帯、貧困など、私たちをとりまく環境が複雑化・複合化する中、「人と人、人と社会がつながって地域を創る」「課題の発生が複雑化・複合化するのを防ぐ」ための取組が大切になってきています。

そして、この考えは「社会福祉法」において明らかにされるとともに、市町村が策定する「地域福祉計画」において取り組むべき事項とされています。

地域福祉計画の策定にあたり、まずは国の動向や社会福祉法の改正経過を振り返ります。

○ 「社会福祉法」の制定から75年

- ・ 「社会福祉法」は、昭和26（1951）年に「社会福祉事業法」として制定され、福祉分野における他の法律とともに、社会福祉事業の適正な実施及び社会福祉の増進などを推進してきました。
- ・ 令和8（2026）年は「社会福祉法」の前身となる社会福祉事業法の制定から75年となりますが、この間、増大・多様化する福祉ニーズや社会経済状況に対応するための法改正が行われています。

○ 「地域福祉の推進」と社会福祉法

- ・ 平成12（2000）年には、地方公共団体の自主・自立を高めるとともに活力ある地方づくりを進めるための「地方分権一括法」が施行されるとともに、社会福祉事業法が「社会福祉法」と改められました。

また、「地域福祉の推進」が法律に明記され、地域住民は事業者や社会福祉に関する活動を行う者と連携して地域福祉の推進に努める「主体」として位置付けられました。

さらに、地域福祉を具体的・計画的に進めていくために「市町村地域福祉計画」を策定することが盛り込まれました。

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」

- ・ 平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域の「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の誰もが役割を持ち、人と人、人と資源が世代や分野に関係なくつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」の実現を目指すこととされ、「地域共生社会」づくりに向けた取組が始まりました。
- ・ 「地域共生社会」の理念は、後の社会福祉法改正において掲げられており、市町村地域福祉計画においても、地域の実情に応じた具体的な取組とともに明らかにする必要があります。

○ 市町村地域福祉計画の策定事項

- 平成 29（2017）年の社会福祉法改正では、「市町村地域福祉計画」の策定において盛り込まなければならない事項が具体的に示され、福祉における各分野が連携して必要な事業を進めるものとされるとともに、それまで任意とされていた市町村計画の策定が努力義務化されました。

○ 地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業

- 「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定以降、地域共生社会づくりに向けた「住民主体の課題解決の強化」、「相談支援体制のあり方」など、国において地域力強化に関する検討が行われ、これらの検討結果のとりまとめを基に、令和 2（2020）年に社会福祉法の改正が行われました。
このときの法改正により、「地域共生社会」づくりに関する規定が追加され、包括的な支援の具体的な方法として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

これらの経緯を踏まえ、住民に最も身近な行政主体であるえびの市として、「地域福祉」を地域住民とともに進めていくため、令和 8 年度から令和 11 年度の 4 か年を計画期間とする「第 5 期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することとします。

<策定に当たってのポイント>

- 地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、地域福祉の「上位計画」です。
- 地域福祉計画が目指すのは、誰もが地域でいきいきと暮らし続けることができる「地域共生社会づくり」です。
- すべての市民は地域社会の一員であるとともに、地域福祉の主人公は、住民、行政、社会福祉事業者など、社会福祉に関する活動を行うすべての個人、団体です。
- 地域福祉計画で位置付けた取組を通じて、多様な「つながり」をつくります。

2. 関連計画について

「第5期えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、社会情勢の変化や人口推移による施策の見直しの間隔を短くするため、計画期間を令和8年度から令和11年度までの4か年とします。

本市の上位計画である「第6次えびの市総合計画後期基本計画」と計画期間を合わせています。

その他の関連計画においても整合性を図りながら、共通して取り組むべき事項を本計画で示します。

年度 計画	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
えびの市地域福祉計画・地域福祉活動計画	第4期計画			第5期計画				次期計画
えびの市総合計画	第6次 前期基本計画			第6次 後期基本計画				
えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第9期計画			次期計画				
えびの市障がい者プラン <small>～障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画</small>	今期計画			次期計画				
えびの市こども計画 <small>～子ども・子育て支援事業計画</small>	計画期間 (R7～R11)							
えびの市自殺対策行動計画	第3期計画			次期計画				
えびの市男女共同参画計画	第4次計画							
えびの市協働推進実施計画	第5次計画							
元気で健幸なえびの市づくり計画	計画期間 (R6～R17)							
その他関連計画								

第2章 えびの市の状況

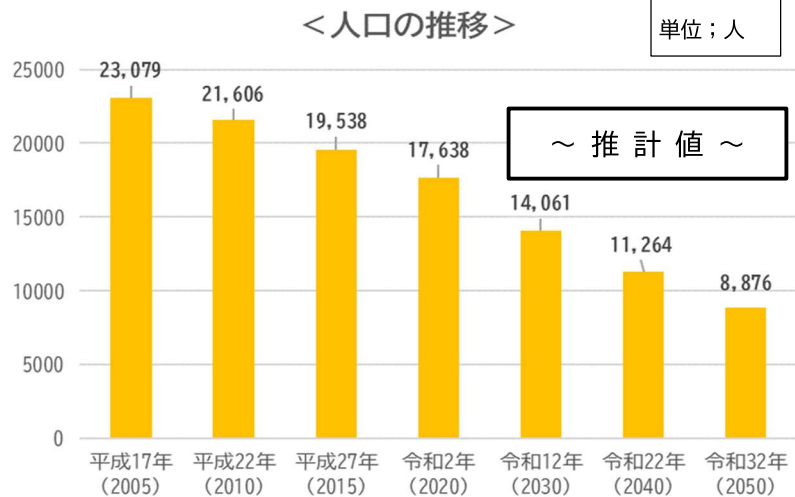
第2章 えびの市の状況

1. 統計データから見たえびの市

(1) 人口推移などの状況

人口の推移と今後の見込み

人口の推移の状況を見ると、年々減少傾向となっており、推計では令和27年には1万人を下回ることが見込まれています。



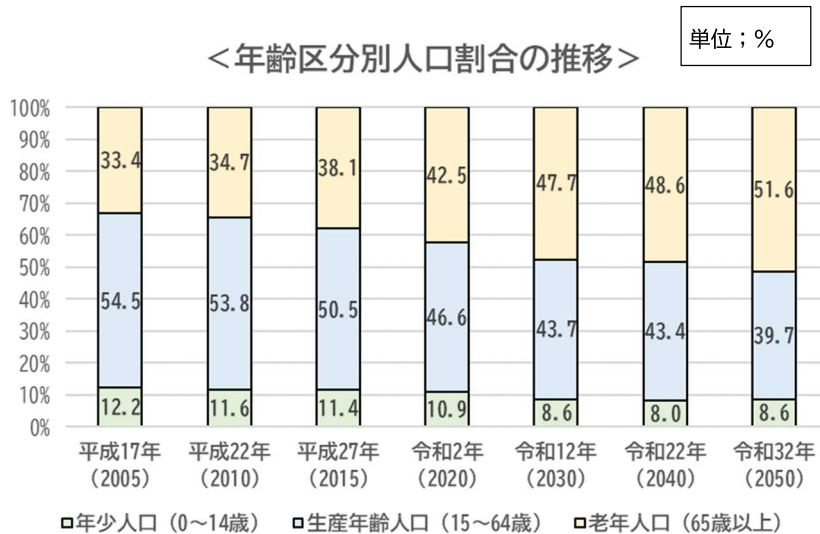
出典：国勢調査（平成17年～令和2年）

国立社会保障・人口問題研究所 2023年推計値

年齢区分別人口割合の推移と今後の見込み

年齢区分別人口の割合は、令和2年に65歳以上の割合が40%を越えています。

なお、推計値によると、65歳以上の人口は減少を続けるものの、75歳以上の人口は令和12(2030)年がピークとされています。



出典：国勢調査（平成17年～令和2年）

国立社会保障・人口問題研究所 2023年推計値

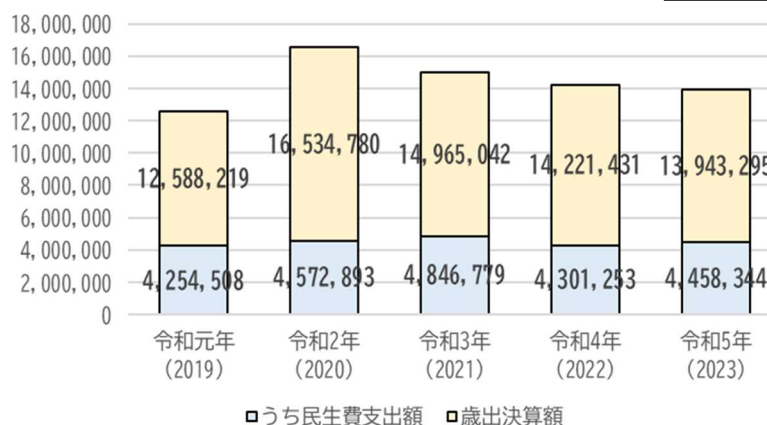
決算額に占める民生費の推移

新型コロナウイルスの感染拡大以降、全体の決算額は増加しています。

決算額に占める民生費の割合は約30%前後で推移しており、特別定額給付金事業が実施された令和2年度を除き、目的別歳出額の1位となっており、行政経費の大きな割合を占めています。

<決算額に占める民生費の推移>

単位：千円



出典：市町村決算カード(令和元年度～令和5年度)

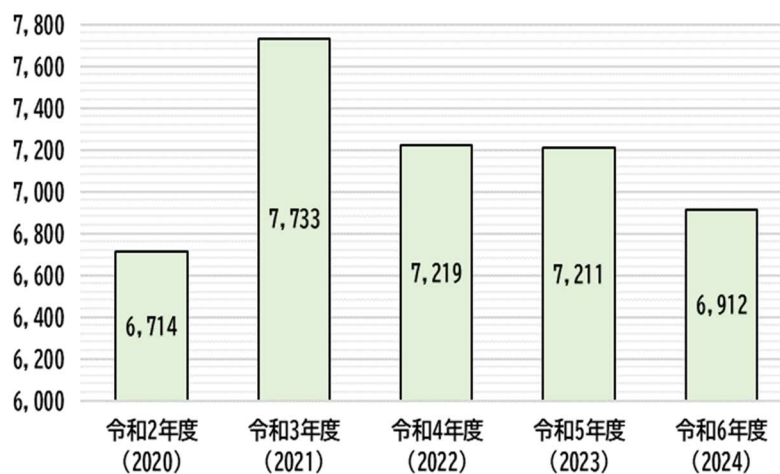
民生委員活動延日数の推移

地域福祉の重要な担い手である民生委員は、家族関係、生活環境、経済的困窮など、多岐に渡る相談に対して関係機関へつなぐなど、活動の重要性が高まっています。

新型コロナウイルス感染症拡大以降、特に活動日数が増加しており、1人当たり約120日の活動日数となっています。

<民生委員の年間活動延日数の推移>

単位：日



出典：福祉行政報告例(令和2年度～令和6年度)

(2) 本市の主な社会資源・地域福祉活動

種

・地

域

に関

する

種

に関

する

地域支え合い事業
実施地区・参加人数
50自治会
延べ 3,506 人
令和 6 (2024) 年度

民生委員・児童委員
57人
うち主任児童委員
4人
令和 7 (2025) 年 12 月 1 日現在

地域福祉推進員
138 人
飯野地区：45 人
上江地区：21 人
加久藤地区：35 人
真幸地区：37 人
令和 7 (2025) 年度

ボランティアセンター
登録団体・人数
60 団体
1,254 人
令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在

民生委員・児童委員
活動日数：延べ 6,912 日
相談・支援件数：1,223 件
訪問活動回数：延べ 6,457 回
令和 6 (2024) 年度実績

自治会
64 自治会
まちづくり協議会
4地区
令和 7 (2025) 年度

自主防災組織
54/64 自治会
防災士
156名
令和 8 (2026) 年 2 月 1 日現在

高齢者クラブ
数・会員数
43 クラブ
1,413 人
令和 7 (2025) 年
4 月 1 日現在

シルバー人材
センター会員数・
就業延人日数
200 人
11,947 人日
令和 6 (2024) 年度

老人福祉
センター設置数
2か所
令和 7 (2025) 年度

奮
て
援
に
関
る
動

ファミリー・サポート・
センター利用延件数

142 件

令和 6 (2024) 年度

こども食堂
運営数

3 か所

令和 6 (2024) 年度

難
・
用
に
関
る
動

保護司
えびの地区委嘱者数

10 人

令和 6 (2024) 年度

更生保護女性会
えびの地区会員数

57 人

令和 6 (2024) 年度

障
が
者
・
遊
に
関
る
動

身体障害者福祉会
会員数

83 人

令和 6 (2024) 年度

手話奉仕員
登録者数

42 人

令和 6 (2024) 年度

高齢者福祉タクシー
利用助成対象者数・
利用枚数

514 人

10,488 枚

令和 6 (2024) 年度

障がい者福祉タク
シー利用助成対象
者数・利用枚数

30 人

664 枚

令和 6 (2024) 年度

みな・ほっと
見守り応援隊
登録事業所数
35 事業所

令和 6 (2024) 年度

(3) 社会福祉施設

社会福祉施設には、老人福祉法や児童福祉法などの社会福祉各法に規定されている施設と、社会福祉法によって社会福祉事業(1種・2種)と定義されている事業を行うための施設があります。

【児童福祉関係施設等】

施設名	箇所数	施設名	箇所数
通常保育事業所	8	延長保育事業所	8
一時預かり事業所	7	障がい児保育事業所	8
放課後児童クラブ事業所	6	ファミリー・サポート・センター	1
地域子育て支援センター	2		

出典:こども課(令和7年4月1日現在)

【高齢者福祉関係施設等】

在宅型・サービス種類	箇所数	在宅型・サービス種類	箇所数
居宅介護支援事業所	9	地域包括支援センター	1
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	4	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	3
地域密着型通所介護 (デイサービス)	5	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・養護老人ホーム)	4
通所介護 (デイサービス)	9	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3
通所リハビリテーション (デイケア)	5	介護老人保健施設	1
短期入所生活介護・療養介護 (ショートステイ)	5	老人福祉センター	2
訪問看護	4		

出典:介護保険課・福祉課(令和7年4月1日現在)

【障がい者(児)福祉関係施設等】

サービス種類	箇所数	サービス種類	箇所数
計画相談支援	1	就労継続支援(A型)	1
障害者(児)相談支援	1	就労継続支援(B型)	1
共同生活援助(グループホーム)	1	地域活動支援センター	1
居宅介護(ホームヘルプ)	1	放課後等デイサービス	2
重度訪問介護	1	権利擁護・成年後見制度支援	1

出典:福祉課(令和7年4月1日現在)

2. 市民アンケート・事業所アンケート調査結果の概要

第5期えびの市地域福祉計画の策定に当たり、市民や福祉関係事業所の声を施策に反映させるため、以下の要領により市民アンケート・事業所アンケートを実施しました。

市民アンケート及び事業所アンケート結果の概要は、次のとおりです。

(1) 市民アンケート調査結果の概要

調査時期	令和7年8月から9月にかけて実施
アンケート調査対象	市内在住の18歳以上80歳代の3,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収及びWEB回答
配布数及び回答数	配布数：3,000人 有効回収数：紙面回答652人、WEB回答105人 合計回答数757人（回答率25.2%）

※以下の集計において、回答割合の端数処理の関係上、合計が100.0%とならない場合があります。

① 年代、居住地及び居住歴について

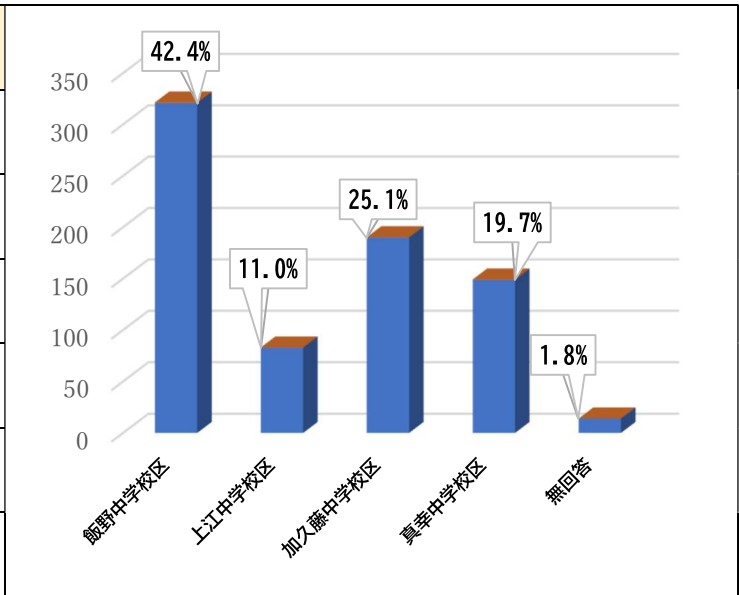
回答年代は「70歳代」が最も多く、37.5%となっており、次いで「60歳代」の回答が26.3%、「50歳代」が15.1%の順となっており、前回アンケート実施時と同様の年代順となっています。

○あなたの年齢を教えてください

選択肢	回答数	割合
20歳未満	3	0.4%
20歳代	31	4.1%
30歳代	38	5.0%
40歳代	77	10.2%
50歳代	114	15.1%
60歳代	199	26.3%
70歳代	284	37.5%
80歳代	6	0.8%
無回答	5	0.7%
回答数	757	100.0%

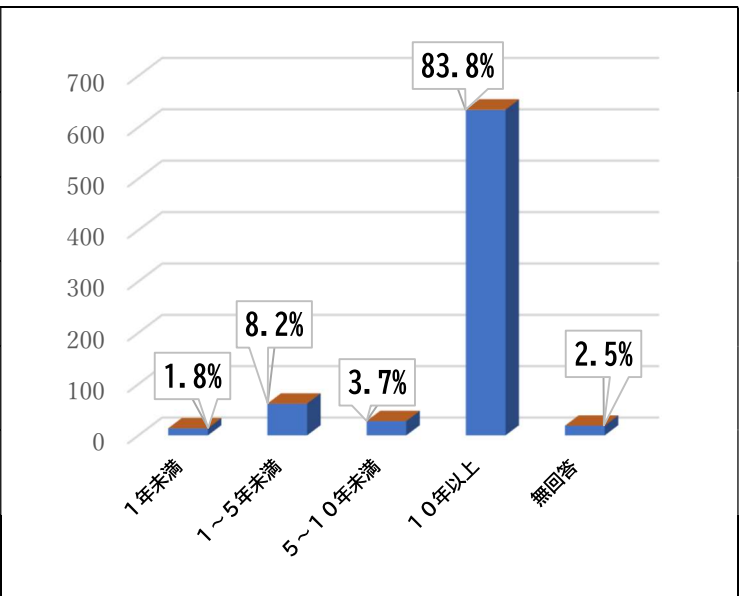
○あなたのお住いの中学校区を教えてください。

選択肢	回答数	割合
飯野中学校区	321	42.4%
上江中学校区	83	11.0%
加久藤中学校区	190	25.1%
真幸中学校区	149	19.7%
無回答	14	1.8%
回答数	757	100.0%



○あなたは今のお住いに何年くらい住んでいますか。

選択肢	回答数	割合
1年未満	14	1.8%
1～5年未満	62	8.2%
5～10年未満	28	3.7%
10年以上	634	83.8%
無回答	19	2.5%
回答数	757	100.0%

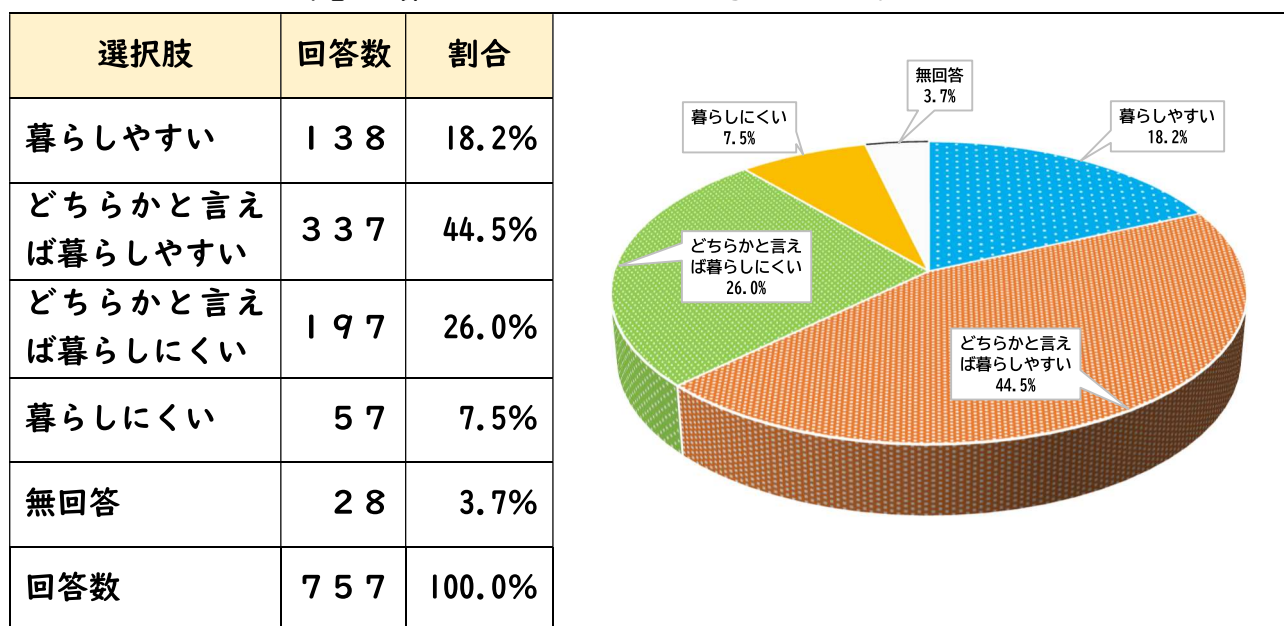


② えびの市の暮らしやすさについて

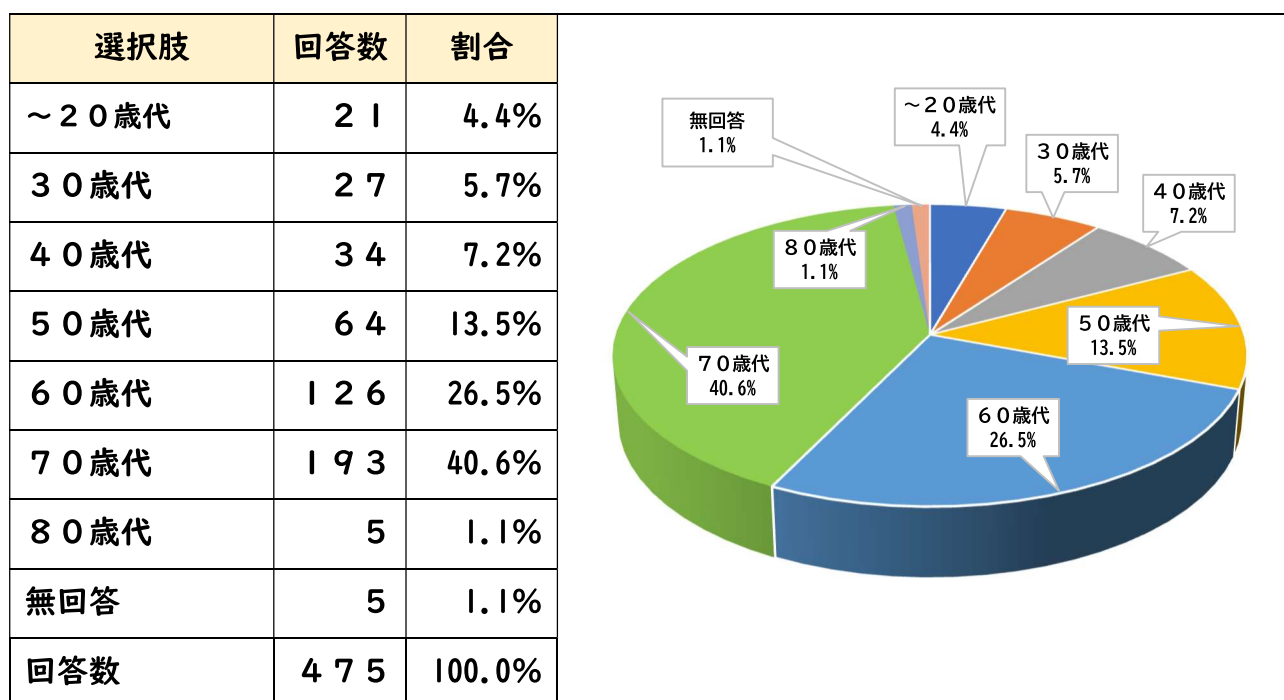
えびの市での生活について、「暮らしやすい」又は「どちらかと言えば暮らしやすい」と回答した割合が62.7%となっており、前回アンケート実施時の割合（74.1%）よりも暮らしやすさを感じる割合が減少しています。

また、「暮らしやすい」又は「どちらかと言えば暮らしやすい」と回答した人の67.1%が60歳代から70歳代となっています。

○あなたは『えびの市』を暮らしやすいまちだと思いますか。



（「暮らしやすい」又は「どちらかと言えば暮らしやすい」と回答した年代割合）



③ 日常生活で感じている悩みや不安について

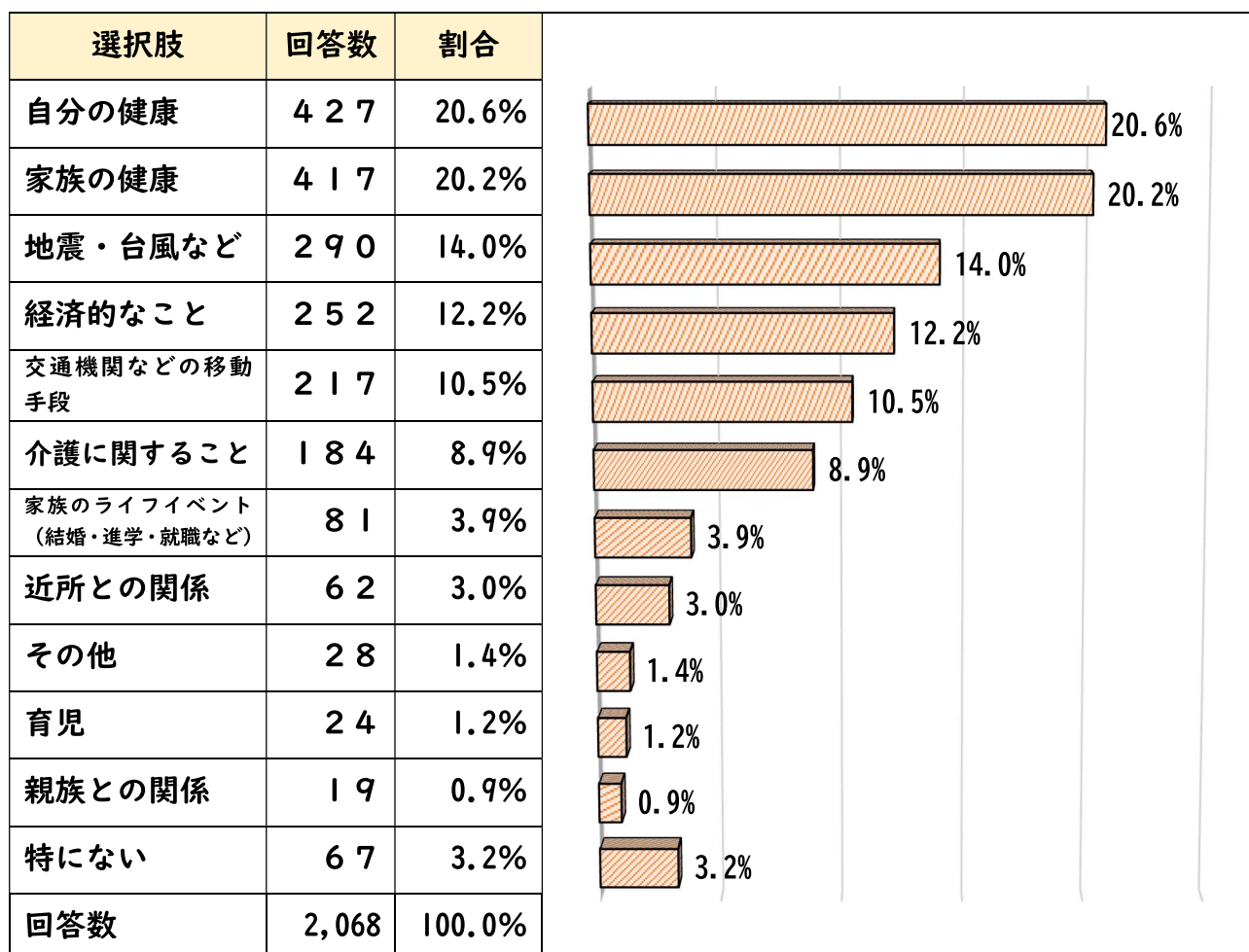
「自分の健康」「家族の健康」「地震・台風などの災害時に関すること」「経済的なこと」が前回アンケートと変わらず上位を占めています。

また、「交通機関などの移動手段に関すること」に悩みや不安を感じている人が前回アンケートより増加しており、高齢化に伴い免許返納や運転が困難になっている人が今後も増えてくると考えられます。

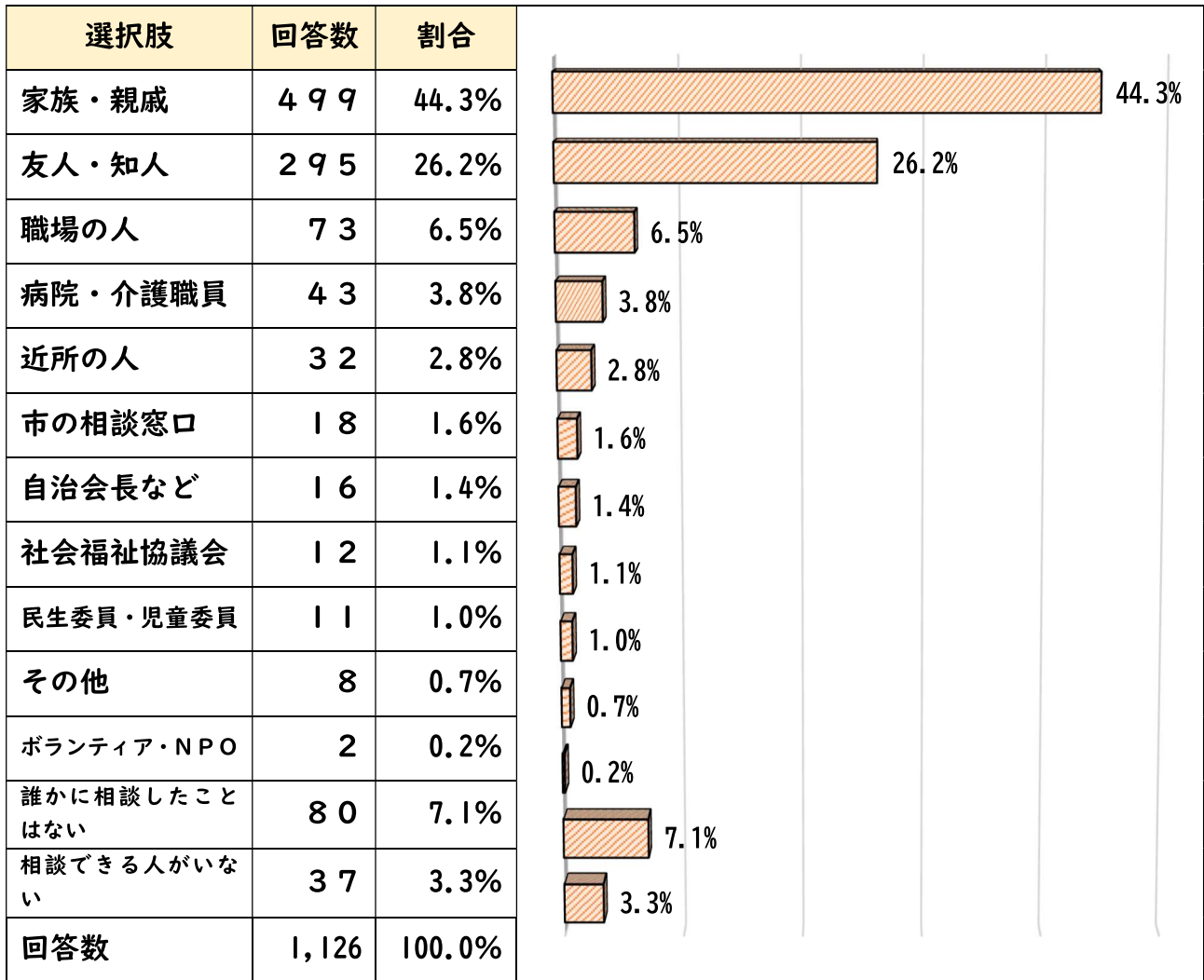
普段感じている悩みや不安を相談する相手に関する質問に対しては、前回アンケートとほぼ同様に「家族・親戚」又は「友人・知人」が多くの割合を占めています。

一方、「相談できる人がいない」と回答した人が回答総数の3.3%（37人）に上がっており、住民や隣人関係の希薄化が進んでいることや、他人に打ち明けづらい悩み・課題を抱えている人がいることが考えられます。

○あなたは普段、どのような悩みや不安を感じていますか。（複数選択）



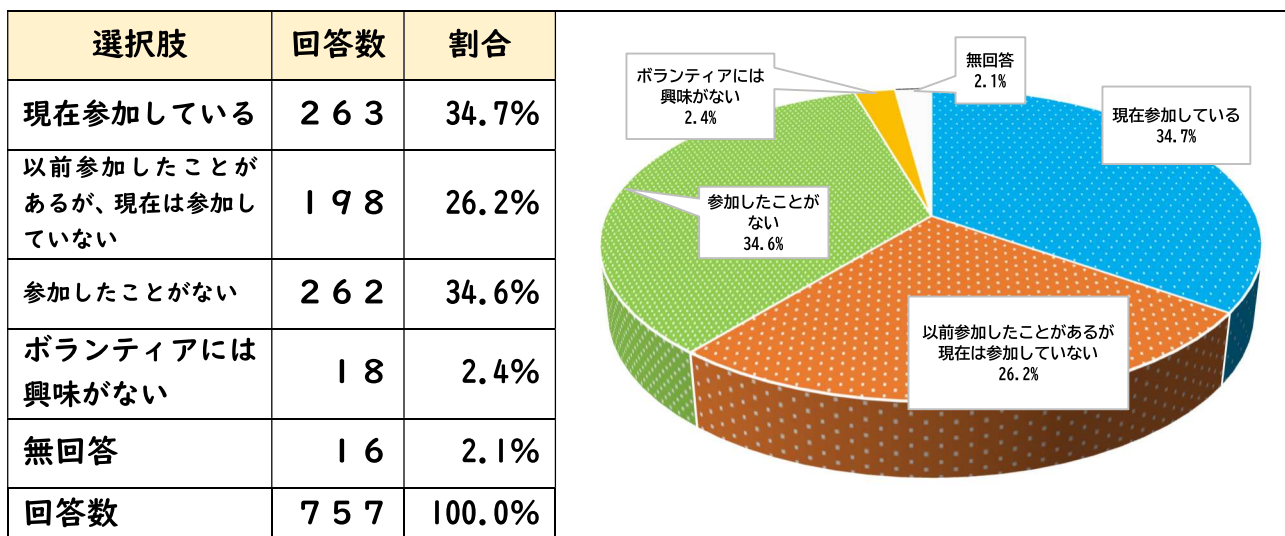
○あなたは悩みや不安を誰に相談していますか。(複数選択)



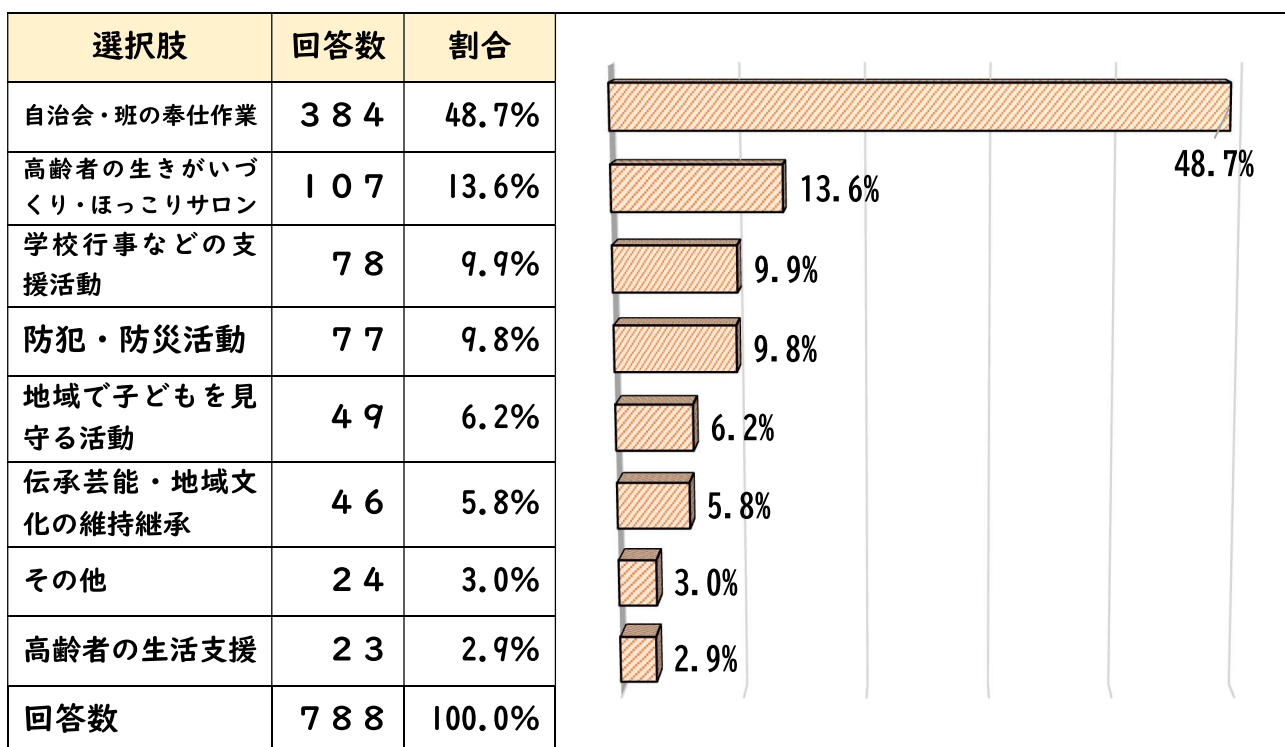
④ 地域のボランティア活動について

ボランティア活動に「現在参加している」人の割合が34.7%、「以前参加したことがあるが、現在は参加していない」人が26.2%で、何らかのボランティア活動の経験がある人の割合は60.9%となっています。また、どのようなボランティア活動に参加したのか尋ねたところ、「自治会・班の奉仕作業」が最も多く、次いで「高齢者の生きがいづくり活動・ほっこりサロン（地域支え合い事業）での昼食づくりなど」への参加が多くなっており、身近でできるボランティア活動に対する参加が多い状況となっています。

○あなたは地域のボランティアに参加したことはありますか。

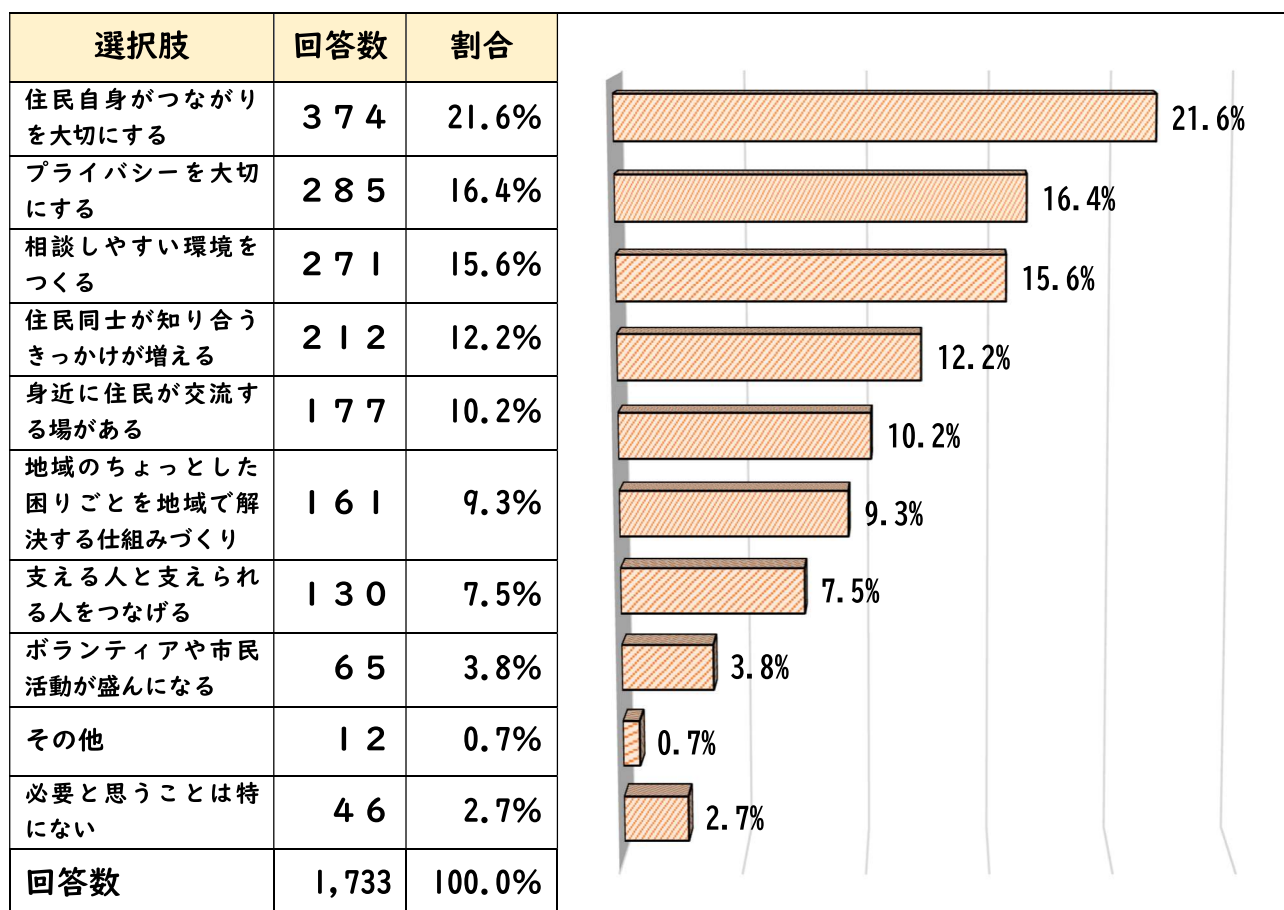


○地域のどのようなボランティア活動に参加している・参加したことがありますか。 (複数選択)



「地域住民同士が支え合えるようになるには何が必要だと思いますか」との質問に対しては、「住民自身がつながりを大切にすること」「住民同士が知り合うきっかけが増えること」「身近に住民が交流する場があること」「支える人と支えられる人をつなげること」などを選択する人が多く、地域住民ができることに自ら取り組むべきと考える人が多く見られました。

○地域住民同士が支え合えるようになるには何が必要だと思いますか。(複数選択)



※その他……「あいさつ」「何でも話せる場所」「子どもや若い人の参加」「小さい頃から家庭、地域、学校の大人たちが支え合っている後ろ姿を見て育つこと」など

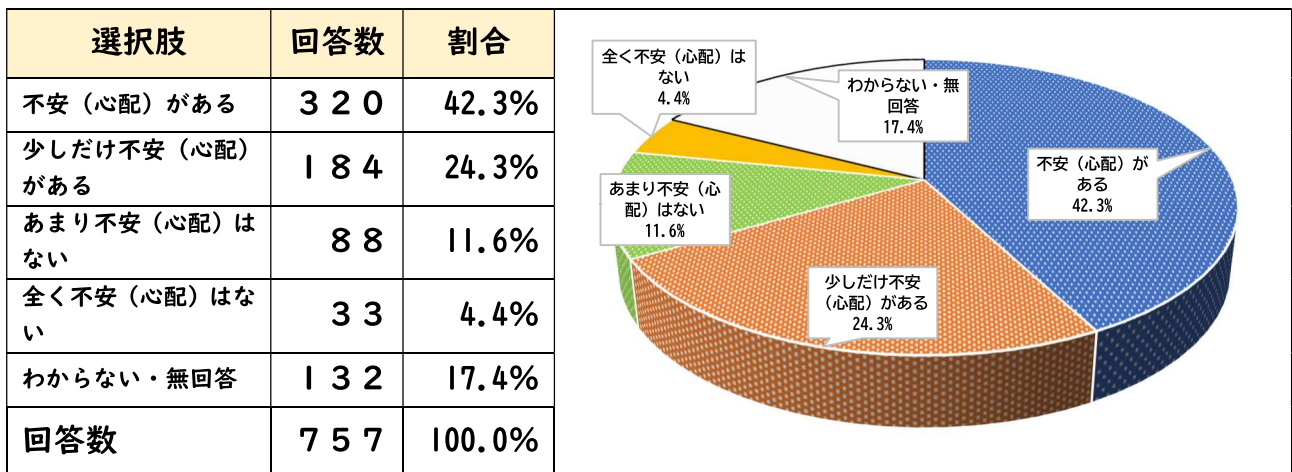
⑤ 相談支援について

市役所が市民にとって相談しやすい場所となっているかについて尋ねたものです。

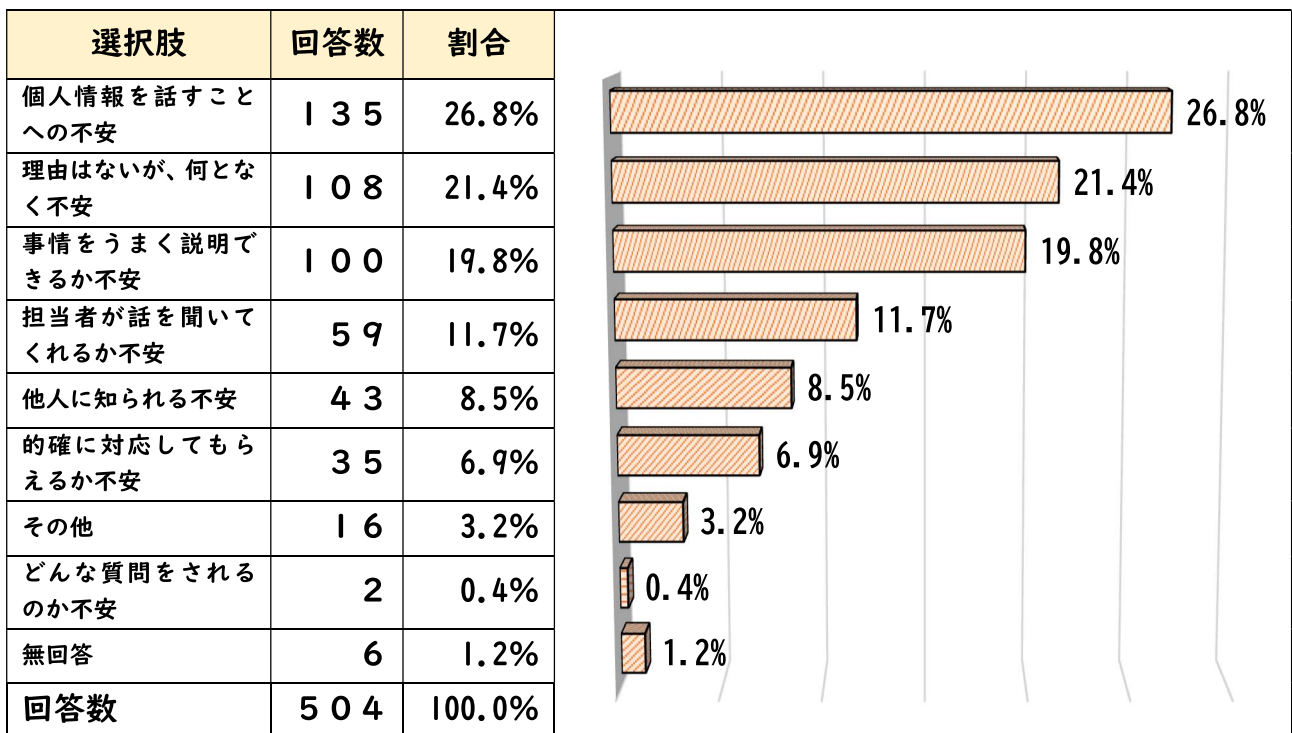
「不安（心配）がある」「少しだけ不安（心配）がある」と回答した人の割合が66.6%となっており、6割以上の方が市役所へ相談することに対して不安や心配を抱えています。

また、市役所へ相談に行くことに対して不安や心配がある人に対して理由を尋ねたところ、「理由はないが、何となく不安」と回答した人が21.4%となっています。

○あなたの生活状況が急変し、経済的に困るようなことになったときに、市役所に相談に行くことになったとしたら、不安（心配）を感じますか。



○（「不安（心配）がある」「少しだけ不安（心配）がある」と回答した人への質問）市役所へ相談に行くことに不安（心配）を感じる理由は何ですか。



⑥ 災害時の対応などについて

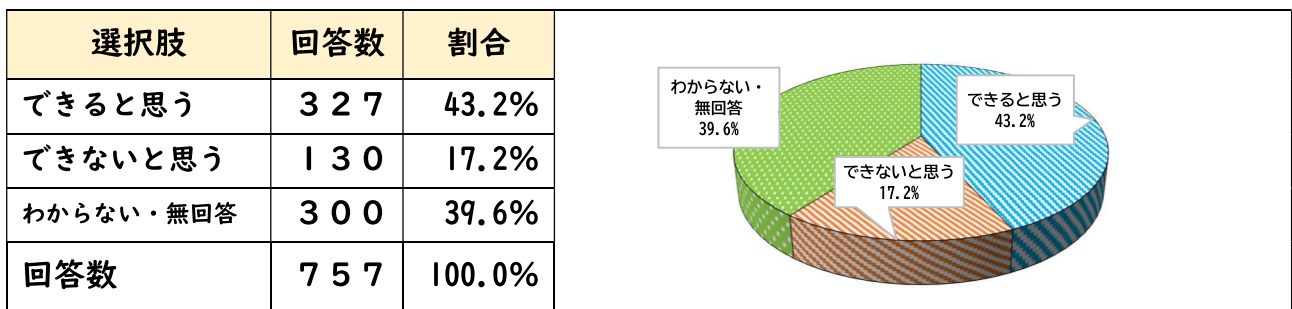
災害時の避難に関する質問については、43.2%の人が適切に「避難できる」と回答している一方、「できないと思う」「わからない・無回答」と回答した人が56.8%となっており、理由として「実際に被災したことがない（のでわからない・できない）」と回答した人が見られました。

災害発生時の避難場所や危険箇所については、78.5%の人が「危険箇所と避難場所のどちらも知っている」「避難場所のみ知っている」と回答しています。

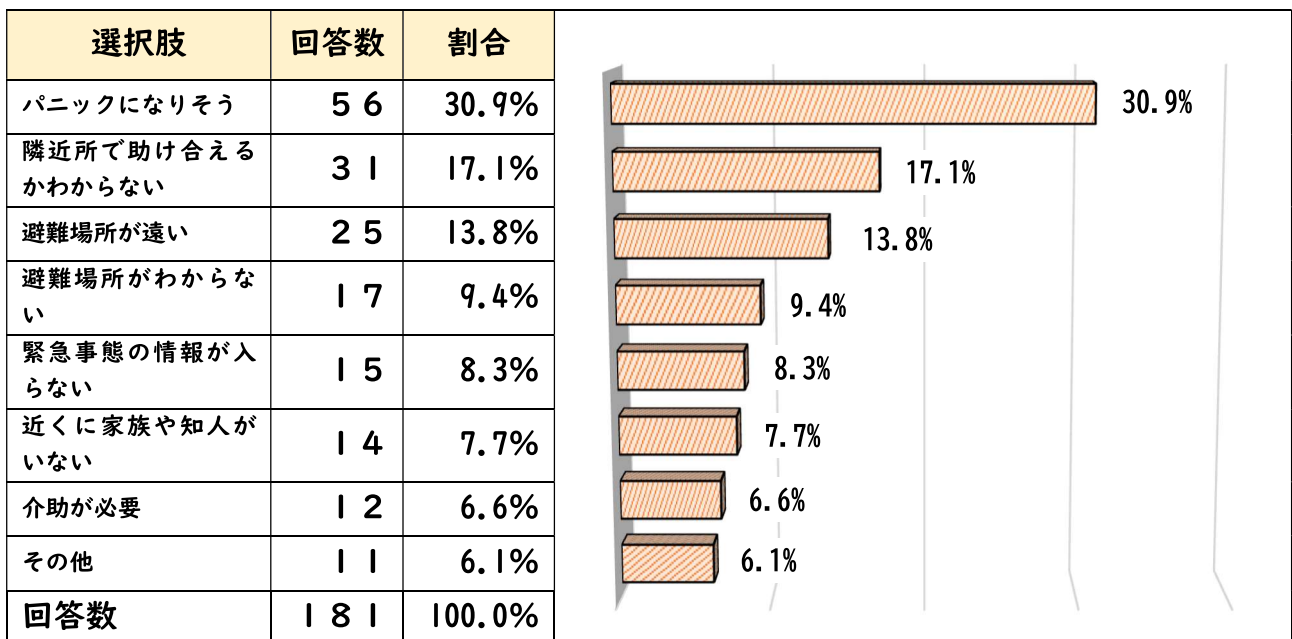
また、地域での防災訓練については52.0%の人が「必要であり、防災訓練には参加したい」と回答していますが、地域の自主防災組織については42.5%の人が「自分が住んでいる地域に自主防災組織があるかどうかわからない」と回答しており、13.7%の人が自分の居住地域に自主防災組織があるかを知っているが、活動内容については「知らない」と回答しています。

地域に自主防災組織があることを知っている人のうち、「活動に参加したことがある」「家族が参加している」と回答した人の割合は64.4%となっています。

○あなたはもし災害などの緊急事態が発生した場合、適切に避難できると思いますか。



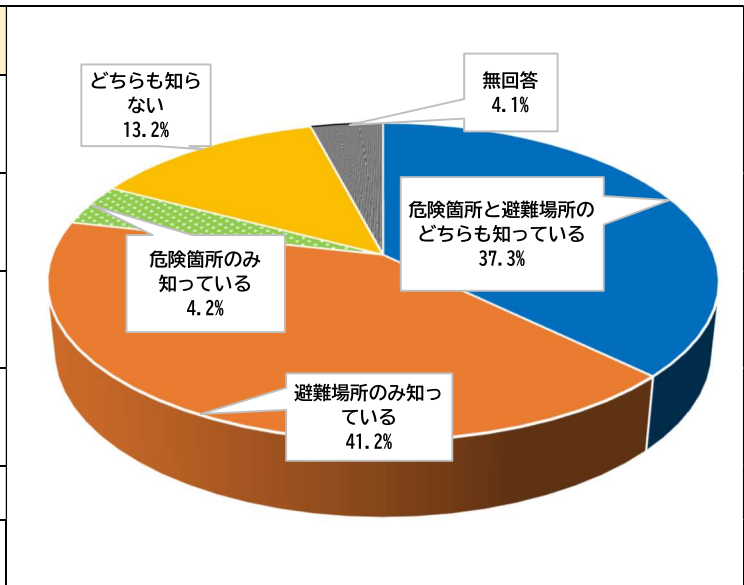
○（「できない」と回答した人への質問） 避難できないと思う理由は何ですか。（複数選択）



※「その他」を選択した人のうち、11件中9件が「ペットがいるから」だった。

○あなたは身の回りの危険箇所や避難場所を知っていますか。

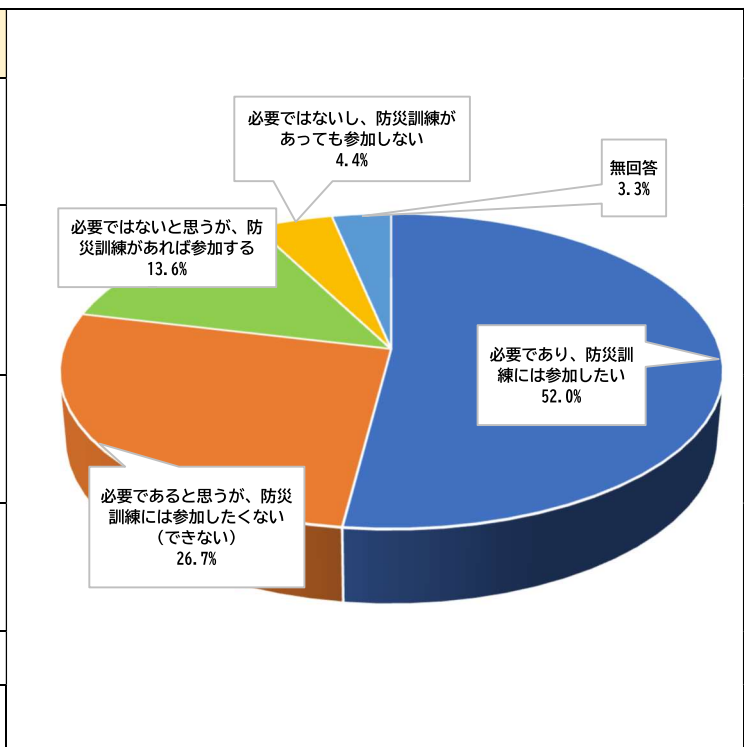
選択肢	回答数	割合
どちらも知っている	282	37.3%
避難場所のみ知っている	312	41.2%
危険箇所のみ知っている	32	4.2%
どちらも知らない	100	13.2%
無回答	31	4.1%
回答数	757	100.0%



○あなたは自分がお住いの自治会・班で防災訓練が必要だと思いますか。

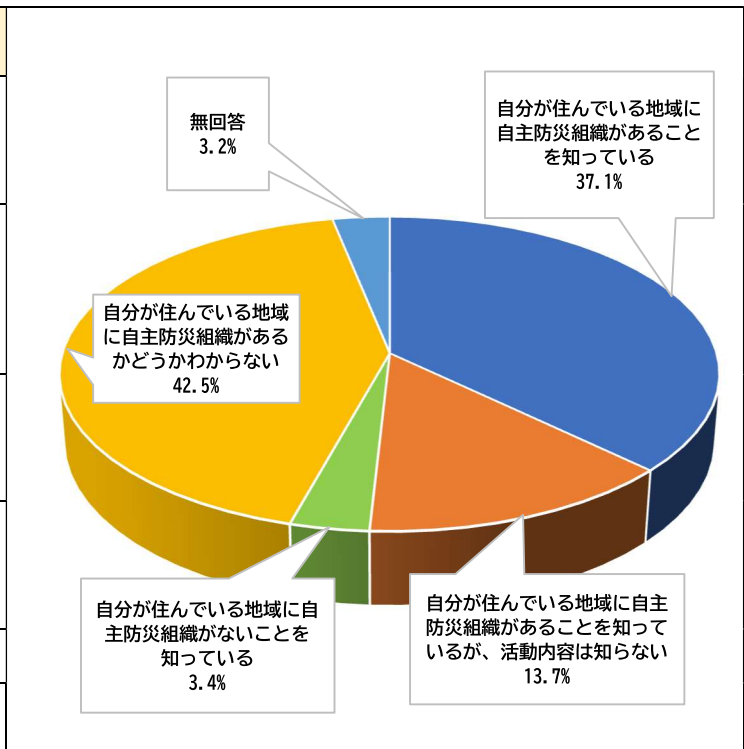
また、訓練を行う場合は参加したいですか。

選択肢	回答数	割合
必要であり、防災訓練には参加したい	394	52.0%
必要であると思うが、防災訓練には参加したくない(できない)	202	26.7%
必要ではないと思うが、防災訓練があれば参加する	103	13.6%
必要ではないし、防災訓練があっても参加しない	33	4.4%
無回答	25	3.3%
回答数	757	100.0%



○あなたが住んでいる地域に自主防災組織があるかどうか知っていますか。

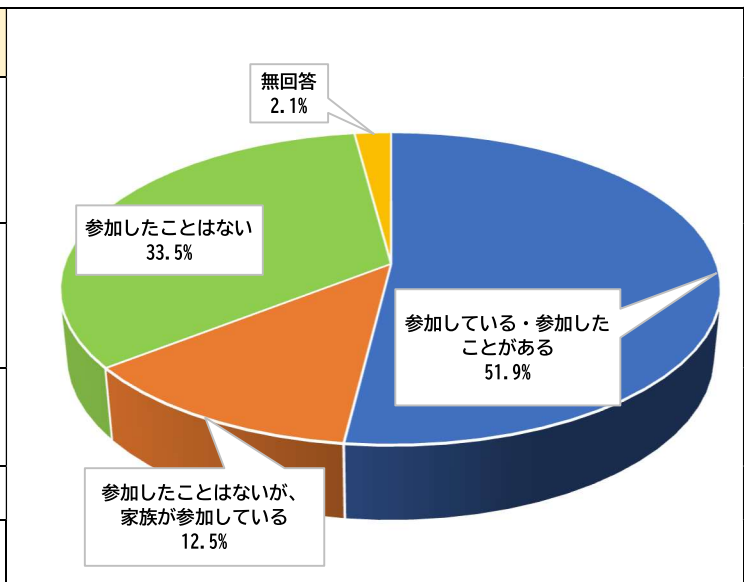
選択肢	回答数	割合
自主防災組織があることを知っている	281	37.1%
自主防災組織があることを知っているが活動内容は知らない	104	13.7%
自主防災組織がないことを知っている	26	3.4%
自主防災組織があるかどうか分からない	322	42.5%
無回答	24	3.2%
回答数	757	100.0%



○（「自主防災組織があることを知っている」「自主防災組織があることを知っているが活動内容は知らない」と回答した人への質問）

あなたは自主防災組織の活動に参加したことがありますか。

選択肢	回答数	割合
参加している・参加したことがある	200	51.9%
参加したことはないが、家族が参加している	48	12.5%
参加したことはない	129	33.5%
無回答	8	2.1%
回答数	385	100.0%



- 災害時や困った時に、「あれば助かる」と思う支援や制度はどのようなことですか。
 また、災害時や困った時の対応として「えびの市」にどのようなことを期待しますか。
 （自由記述）

内容	回答数
水・食糧・生活必需品の支給	25
トイレ・入浴・障がいがある方も利用できる避難所の環境整備	23
防災行政無線の戸別設置	11
ライフラインや道路・交通などのインフラの迅速な復旧	11
災害に関する正確な情報収集・情報提供	10
避難所生活における悩みなどの相談・メンタルサポート、医療支援など	8
避難所への移動支援・交通支援	8
避難所生活でのプライバシーが保てる環境整備	8
平常時の防災に関する訓練・啓発など	8
ペットと避難できる施設の整備	5
通信インフラ（Wi-Fi環境、モバイルバッテリーなど）の整備	3
高齢者等の安否確認、体調管理	3
ボランティア活動の支援	3
仮設住宅の整備・住居の確保	3
生活再建支援	3
（その他）感染症対策、災害復旧用機材・発電機の貸出し、防犯対策など	24
自由記述 回答数	156

⑦ 周囲の状況について

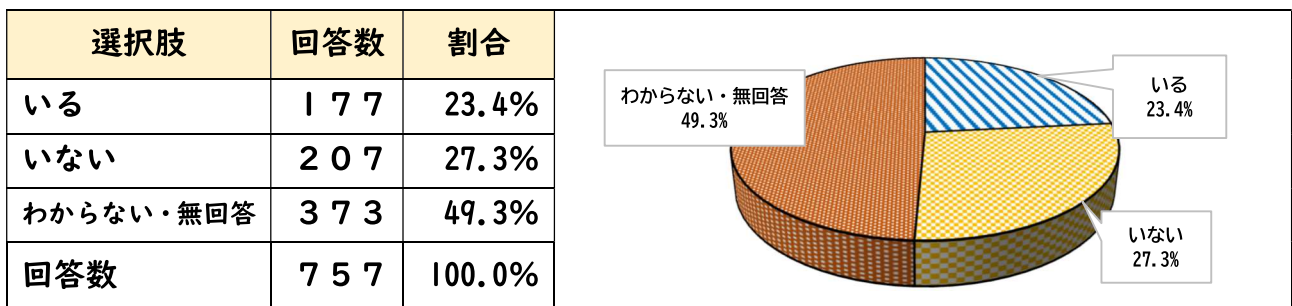
本市は令和7年度から「重層的支援体制整備事業」に取り組んでいます。

地域において、「どのような支援を必要としているか」、また「どのくらいの支援ニーズがあるのか」について把握するため、複雑化・複合化した課題を抱えた人や必要な支援が届いていない人、また「ひきこもり」の状態にある人が周囲にいると思うかを尋ねました。

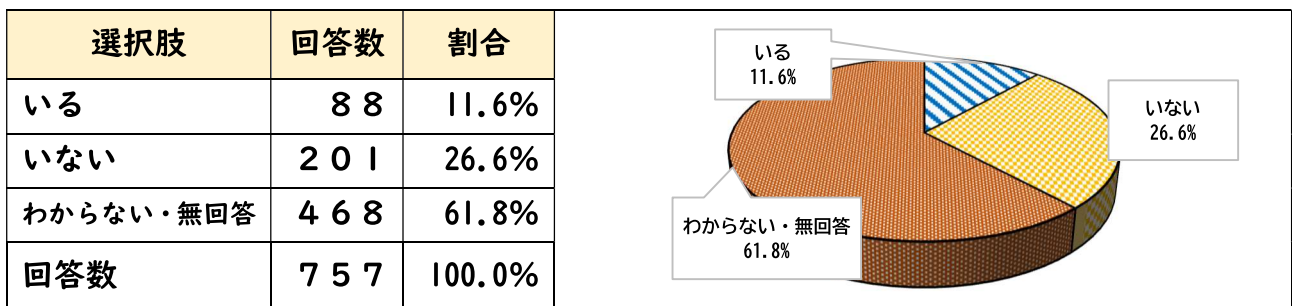
この結果、回答者のうち23.4%が「周囲に複雑化・複合化した課題を抱えた人がいると感じたことがある」と回答しています。

また、11.6%が「周囲に何らかの課題を抱えているにもかかわらず、必要な支援が届いていない人がいる」、14.4%が「周囲に、いわゆる『ひきこもり』の状態となっている人がいる」と感じたことがあると回答しています。

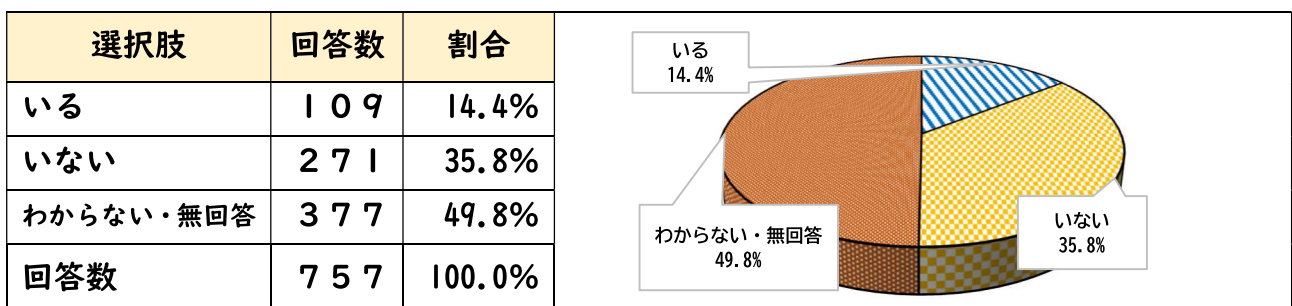
○あなたの周囲に「貧困」「障がい」「子育て」「介護」など、複雑化・複合化した2つ以上の課題を抱えた人がいると感じたことはありますか。



○あなたの周囲に、何らかの課題を抱えているにもかかわらず、必要な支援が届いていない人がいると感じたことはありますか。



○あなたの周囲に、いわゆる「ひきこもり（仕事や学校など外部との交流を避け、概ね6か月以上続けて自宅にとどまっている状態の人）」がいると感じたことはありますか。

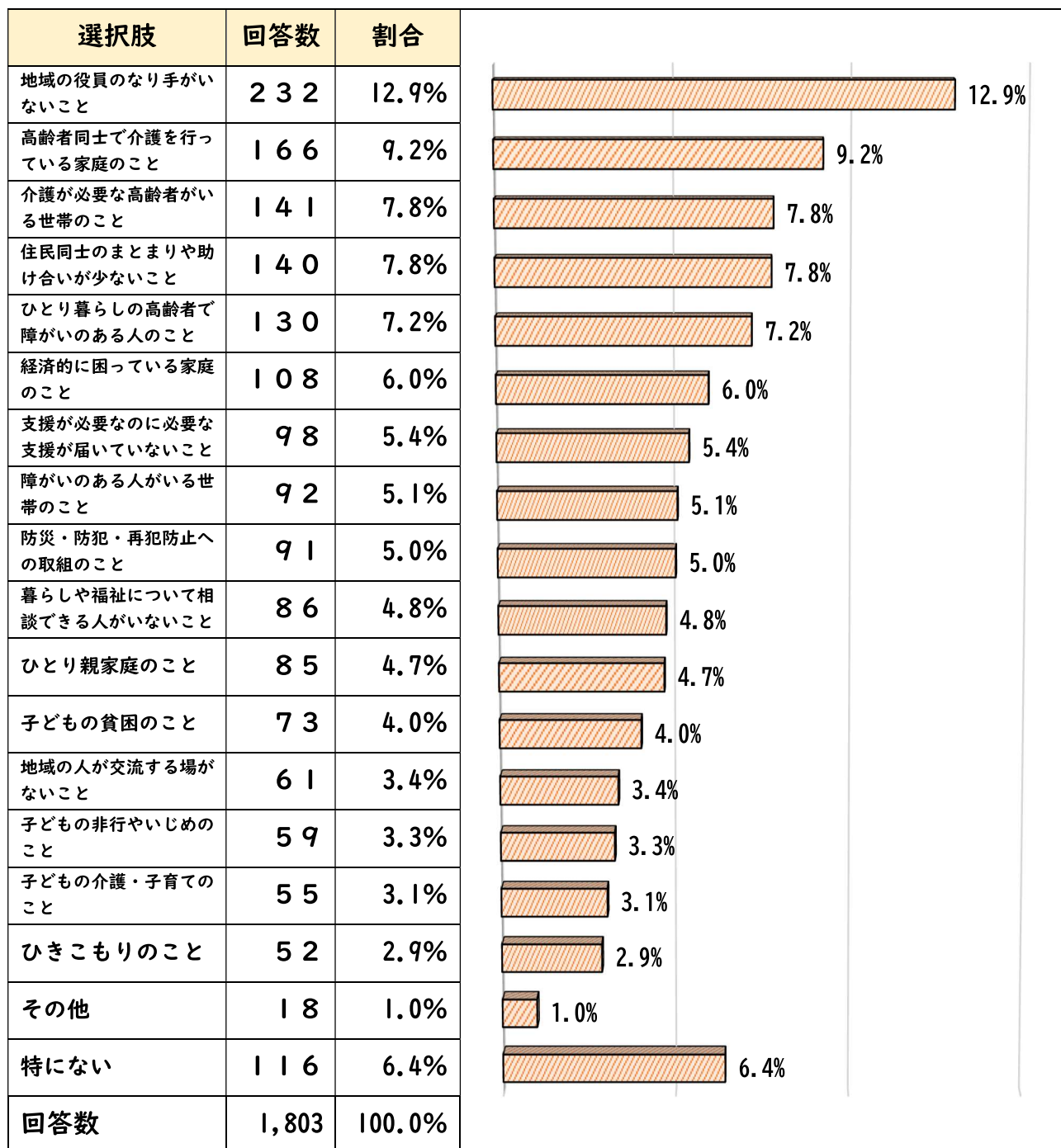


⑧ 地域の課題について

地域で生活する中で、回答者が課題として感じている項目について尋ねたところ、「地域の役員のなり手がいないこと」が最も多く、12.9%となっています。

「地域の役員のなり手がいないこと」の次に回答が多かった「高齢者同士で介護を行っている家庭のこと」は9.2%となっており、2割以上の回答者がこの2つのいずれかを選択しています。

○あなたが住んでいる地域のことで、「何とかしなければならない」と感じている問題がありますか。(複数選択)



(2) 事業所アンケート調査結果の概要

市内の高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、その他の社会福祉事業に携わる35事業所に対して、現在の課題と今後の必要な取組についてアンケートを実施しました。

事業所アンケート結果の概要については、次のとおりとなっています。

調査時期	令和7年8月から9月にかけて実施
アンケート調査対象	市内の高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉その他の福祉事業所
調査方法	郵送による配布・回収及びWEB回答
配布数及び回答数	配布数：35事業所 有効回収数：13事業所（うちWEB回答9事業所） （回答率37.1%）

① 地域福祉に関する現在の課題について

高齢者福祉分野の課題

○ 地域福祉の担い手不足

- ・ 人材確保に苦慮している。人材確保ができれば、社会福祉充実残額があった場合に地域へ出向いて社会福祉充実計画に基づく公益的事業・地域貢献に取り組むことができるので、福祉の仕事の魅力発信や若者定住促進の展開が必要。

○ 事業所間の連携

- ・ 事業者が一度決まると、本人の状態や希望に沿った他事業所への変更が難しい。
- ・ ガン等の在宅患者の医療介護連携不足。医療保険と介護保険の違いを越えてチームで支えることが必要だが、そのための土台となるルールが定まっていない。
- ・ 少ない事業所での連携や協力して効率性を上げる仕組みの不足。
- ・ 老老介護だけでなく、老しよ（障）世帯のフォローに必要な連携体制が必要。

障がい福祉分野の課題

○ 障がいのある人の家族の負担

- ・ 医療的ケアが必要な障がい児や重度心身障がい児（者）を在宅で支える家族の負担が増えている。
- ・ 親が亡くなった後の障がいがある人の暮らしへの対応が必要。

○ 施設・人材の確保

- ・ 日中の活動の場である生活介護事業所や、一般就労を目指す就労継続支援（A型・B型）事業所が少なく、選択肢が限られている。
- ・ 強度行動障がいなど、特に支援が困難なケースに対応できる専門的な施設・人材が地域内にない。
- ・ 当事者が事業所以外で活動できる場や地域における活動の機会が少ない。

児童福祉分野の課題

○ 気になる子どもや障がいのある子どもの居場所の確保

- ・ 障がいを持つ子どもに対する専門的なサポートが不十分。保育園や幼稚園で障がい児を受け入れるための施設やスタッフが限られており、個別の支援が難しい場合がある。
- ・ 地域の保育施設が十分にバリアフリー対応されていないことが多く、障がい児が利用できる施設が少ない現状がある。
- ・ 地域住民や関係者の障がい児に対する理解や認識が不足している場合があり、地域での孤立を招くおそれがある。
- ・ 転勤や移住してきた家族は、ご近所に（子どもが）住んでいるのか分からない場合が多く、子育ての困りごとなどの相談体制を周知する必要がある。

○ 保育施設の事業継続

- ・ 保育士1人当たりが見る子どもの数（配置基準）が多く、質の確保に課題がある。
- ・ 運営コスト（人件費、施設維持費、安全対応など）が増加しており、自主財源だけでは保育事業の安定運営をカバーできない。
- ・ 少子化の進行により、自治体の保育・保育所整備に関するニーズが変動している。

社会福祉全般の課題

- ・ 障がい・介護・子育て・生活困窮といった分野が縦割りで議論され、分野を横断した包括的な支援体制の構築が進んでいない。
- ・ 市の行政組織や議会だけでは、福祉施設に関する運営等の専門的・実践的なノウハウが不足している。
- ・ 地域福祉計画が「行政だけのもの」となっており、地域をまき込んだ実効性のある活動につなげていない。
- ・ 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現や方策が明確になっていない。

② 地域福祉に関する今後の必要な取組について

高齢者福祉分野

○ 福祉分野に係る人材確保

- ・ 多様な働き方の導入、働きやすい環境づくり・負担軽減、人材育成・スキルアップ。
- ・ 介護の魅力発信とイメージ改善。インターンシップ・体験学習の推進。
- ・ 処遇改善と働きやすさの向上。

○ 事業所間の連携等

- ・ 地域的にも限られた事業所・人材の中で、より当事者の希望に沿ったケアシステムを構築するため、特徴に応じて事業所を変えることも当たり前になるとよい。
- ・ 県西在宅緩和ケア推進連絡協議会で在宅でのフォロー体制を検討している中、本市の実態に沿ったルールづくりやケースごとの医療介護連携の仕組みづくりに取り組むことで、より安心できる在宅生活継続が可能となるのではないかな。
- ・ 事業所間の得意分野・対応可能分野に基づいた連携の仕組みを作ることによって、効率的に在宅生活を支えることが可能となり、各事業所の運営に生かせるのではないかな。

障がい福祉分野

○ 家族の負担軽減

- ・ 成年後見人制度の推進。
- ・ 「親亡き後」問題の解決に向けた医療的ケア対応型・重度心身障がい児（者）向けグループホームの新設。

○ 施設の充実

- ・ 利用者の特性や希望に応じた対応ができる多機能型事業所の誘致・新設。

○ 当事者に対する支援

- ・ 当事者が地域で過ごし、共生できる機会や時間を増やす。
- ・ 当事者やその保護者、行政の取組を密にして、共に笑顔で生活できる社会を目指す。

児童福祉分野

○ 地域に根差した仕組みづくり・若者の定着

- ・ 地域ケア会議の活用・地域課題を共有し、担い手を地域で掘り起こす。
- ・ 生活支援コーディネーターを通じて、地域の支援活動をつなぐ役割を強化する。
- ・ 子育てサポーターや高齢者見守り隊など、多世代が関わることができる場を作る。
- ・ 保護者ボランティア制度を創設して、保育園や学校と連携し、子育て世代が気軽に関わることができる活動を提供する。

○ 人材確保・就労環境の整備

- ・ 職員の勤務環境改善・処遇改善
- ・ 地域でのインターン・体験学習を通じて、高校生や大学生が福祉活動に触れる機会を増やす。

社会福祉分野共通の取組に関する意見

- ・ 都市計画の見直し、住宅地・商業地・耕作地の集約などによる商業の活性化。
また、それらを含め、子育て世代が将来に希望の持てる地域の雰囲気づくり。
- ・ 地域福祉計画に位置付けた取組や評価が市民に伝わるような場を市民向けに開催し、ゴールイメージを共有又は提案すれば、市民に伝わるのではないか。
- ・ 「福祉専門監」を設置し、福祉分野、特に障がい・介護分野における施設整備、人材育成、体系的なサービス提供の構築を主導させる。